

- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 長野県住宅供給公社
- (11) 長野県道路公社
- (12) 長野県土地開発公社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

都市計画課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年10月1日

長野県公安委員会委員長 唐 沢 彦 三

#### 長野県公安委員会規則第10号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

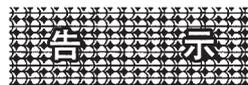
長野県道路交通法施行細則（昭和35年長野県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の(1)中「郵便物」を「専ら郵便物」に改め、同表の5の(10)のエ中「郵便法（昭和22年法律第165号）第16条に規定する通常郵便物」を「郵便物」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

交通企画課



#### 長野県告示第505号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成19年10月1日

長野県知事 村 井 仁

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
木曾石油販売株式会社	長野県塩尻市大字木曾平沢 1874 番地 2	平成19年9月20日

税 務 課

#### 長野県告示第506号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年10月1日

長野県知事 村 井 仁

- 1 施行者の名称  
南箕輪村
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
伊那都市計画下水道事業 南箕輪村公共下水道
- 3 事業施行期間  
平成5年2月1日から  
平成24年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

平成5年長野県告示第81号、平成8年長野県告示第108号、平成9年長野県告示第11号、平成11年長野県告示第443号、平成12年長野県告示第526号及び平成14年長野県告示第331号の事業地に、上伊那郡南箕輪村字北原、字春日道東及び字大萱道を加え、字新耕、字天下方、字北垣外、字山ノ神、字石行、字東原、字中道、字浅間塚、字宮上、字上川原、字猪子柴、字田ノ久保、字前宮原、字才家、字菅沼、字三本木、字大林、字的射場、字中ノ原及び字南原地内において事業地を変更する。

生活排水対策課

**長野県告示第507号**

農業委員会補助金等交付要綱（昭和42年長野県告示第362号）の一部を次のように改正し、平成19年度の補助金から適用します。

平成19年10月1日

長野県知事 村 井 仁

第2の表の2 農業委員会費補助金の項中

2	標準小作料改訂事業に要する経費	10分の10以内
3	農地情報利用効率化対策事業に要する経費	定 額

を

2	標準小作料改訂事業に要する経費	10分の10以内
---	-----------------	----------

に改め、同表の3 農業会議費補助金の項中「の手当及び」を「及び会議員の手当及び旅費（会議員の手当及び旅費については総会に要するものに限る。）並びに」に、

3	農業会議の組織及び事務に要する経費のうち会議員手当（総会に要する経費）	10分の10以内
4	都道府県農業会議事業に要する経費（会議員旅費、職員旅費、事務費）	10分の10以内
5	農地情報利用効率化対策事業に要する経費	2分の1以内
6	農業委員会等活動強化対策事業に要する経費	2分の1以内

を

3	農地情報利用効率化対策事業に要する経費	2分の1以内
4	農業委員会等活動強化対策事業に要する経費	2分の1以内

に改める。

第9中「木曾郡にあつては木曾農林振興事務所とし、」を削る。

農業政策課

**長野県告示第508号**

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成19年10月1日

長野県知事 村 井 仁

- 作業種類  
公共測量（姫川流域空中写真撮影及びデジタルオルソ作成作業）
- 作業期間  
平成19年8月21日から平成20年2月29日まで
- 作業地域  
姫川流域

土木政策課

**長野県告示第509号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年10月16日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年10月1日

長野県知事 村 井 仁

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 岡谷茅野線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
茅野市宮川2801番の1地先から 茅野市宮川3767番の4地先まで	旧	8.5～14.0 m	0.1990 km
同 上	新	15.0～22.0	0.1990

道路管理課

**長野県告示第510号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成19年10月16日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年10月1日

長野県知事 村 井 仁

- (1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 豊野南志賀公園線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上高井郡小布施町大字山王島字荒町112番の2地先から 上高井郡小布施町大字小布施字上原879番の5地先まで	旧	4.0～28.7 m	2.1996 km
上高井郡小布施町大字山王島字荒町104番の2地先から 上高井郡小布施町大字小布施字上原912番の1地先まで		12.0～35.5	2.1427
同 上	新	12.0～35.5	2.1427

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 村山小布施停車場線  
 (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡小布施町大字山王島字荒町118番の8地先から 上高井郡小布施町大字小布施字横町北側1096番地先まで	旧	4.9~27.5 m	1.3972 km
上高井郡小布施町大字山王島字土居下403番の10地先から 上高井郡小布施町大字小布施字横町南側989番の2地先まで	新	7.8~24.3	5.9389

道路管理課

### 長野県告示第511号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成19年10月16日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成19年10月1日

長野県知事 村 井 仁

### 長野県計量検定所告示第3号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成19年10月1日

長野県計量検定所長 千 原 薫

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
小諸市、飯山市、中野市のうち豊田地区、佐久市のうち白田地区、千曲市のうち森、倉科、生萱、雨宮、土口、八幡、桑原、稲荷山、埴生、屋代及び栗佐地区、東御市のうち滋野、田中、和及び祢津地区、南佐久郡、小県郡、上高井郡、下高井郡、下水内郡	11月6日（火）から11月7日（水）まで	午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時30分まで	長野市大字稲葉字八幡田沖2413番地11 長野県南俣庁舎
飯田市（上村及び南信濃地区を除く）、伊那市のうち高遠及び長谷地区、駒ヶ根市、塩尻市、安曇野市、上伊那郡、木曾郡、東筑摩郡	11月8日（木）から11月9日（金）まで	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎内 長野県計量検定所

ものづくり振興課

- 1 路線名 三才大豆島中御所線  
 2 供用を開始する区間  
 長野市若里5丁目1704番の1地先から  
 長野市若里5丁目1774番の2地先まで  
 3 供用を開始する期日 平成19年10月1日

道路管理課

### 長野県告示第512号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成19年9月28日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成19年10月1日

長野県知事 村 井 仁

売りさばき人の氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
長野県獣医師会木曾支部	木曾郡木曾町福島2757-1	木曾郡木曾町福島2757-1

会 計 課